

# プロイセンにおける村落建設

— 主としてフーフエ賃租村落について —

山 田 作 男

【要約】 騎士団領プロイセンにおいては一四〇〇年までに約一四〇〇のフーフエ賃租村落と九三の都市が建設された。村落建設の最古のハントフェステは二八二年のものであるが、農民の移植は個々の地区ゲゲンデイツの課題であった。地区監督はこれを請負人ロカトールに委託した。ロカトールは必要な数の農民を誘致し、それぞれの村に一定数のフーフエを確保した。史料となるハントフェステはしかし具体的な農民の数を示していない。村長および農民に対する諸々の規定は一般にどこでも同じようなものだったが、詳細にみればある種の相違を示している。多くの地区に分割されていたクルマールラントについては正確に考察するのは困難であるが、他の地区—クリストブルク、エルビンク、バルガ、ブランデンブルクおよびケーニヒスベルクについてはかなり具体的な映像をもつことができる。一般にドイツ農民は恵まれた条件を享受していたといわれているが、果してそうであったか、吟味してみたい。

史林 六一巻五号 一九七八年九月

## 序

ドイツ騎士団統治下のプロイセンにおいては一四〇〇年ころまでに九〇余の都市、三五〇〇の騎士領と約一四〇〇の賃租村落が新しく誕生したが、本稿の対象となるフーフエ賃租村落はワイクゼル以东において約一〇〇〇を数える<sup>①</sup>。村落建設の主導権をとったのはランデスヘルたる騎士団、司教とその聖堂参事会であり、私領主によるものは少なかった<sup>②</sup>。

この主題に関する従来の取扱いは、一、二のハントフェステを手掛かりにしてプロイセンの村落構造の全体像を推測す

るという方法がとられてきている。<sup>③</sup> 本稿はプロイセン史料集に収録されている多数の村落ハントフェステを地区(Komturei)別に分けて考察し、各地区における特色の有無を探ることを狙いとす。<sup>④</sup>

まず植民の年代と地域とを考慮して概観すると、一二八〇年ころ軍事的制圧が終ったのちにクルマールントから古い呼名をめぐりPomesanien, Pogesanien, Warmien, Natangen, Samlandの諸地域において活発に村落建設が展開されていた。即ちワイタゼル以東、東プロイセンの西南部、西部、西北部へと進んだが、一四世紀中頃にはドイツからの農民移住は減少し、そののちは主として内陸植民の形をとって東プロイセンの南部、東南部および東部、即ち古い呼名の Sassen, Barten, Galindien, Nadrauen, Schalauen へと拡がっていった。<sup>⑤</sup> 以下においては地区ごとに叙述をすすめていく。その理由は、上述のように同一地区においても西北部から東南部へと向う開発過程を示しているが、ハントフェステの発布者は原則として地区監督(Komtur)であったことによるものである。

① A. M. Reinold, Die Siedlungstätigkeit des Deutschen Ordens in Preußen, Würzburg o. J., S. 5 ff.

② 一般に私領主・騎士領では村落が建設をせなかつたこととされるが、私見によれば史料集から三〇〇村落ハントフェステを拾つてみると、たゞし本稿では司教領・騎士領における村落建設についてのみを扱うのであつて、またハントフェステをもたなかつた原住プロイセン人のハントフェステ村落についても詳しくは言及しなかつたのである。原住プロイセン人についてはヴェンツピンの一連の文章が有益である。R. Wenkus, Über die Bedeutung des christlicher Vertrages für die Rechts- und Verfassungsgeschichte des Preußenlandes, In: Studien zur Geschichte des Preußenlandes, hrg. E. Bahr (Fs. E. Keyser, 1963) S. 97-118. Ders., Kleinverträge und Kleinräume bei den Prußen des Saurlandes, In: Vorträge und Forschungen,

Bd. 8 (1964) S. 201-254. Ders., Über einige Probleme der Sozialordnung der Prussen, In: Acta Prussica, Beihefte zum Jahrbuch der Albertus-Universität Königsberg, XXXIX (1968) S. 7-28. Ders., Der deutsche Orden und die nichtdeutsche Bevölkerung des Preußenlandes mit besonderer Berücksichtigung der Siedlung, In: Vorträge und Forschungen, Bd. 18 (1975) S. 417-438.

③ 高村象平「中世プロイセンの独逸植民村落に関する若干の問題」、小野武夫博士還暦記念論文集『西洋経済史研究』(四二二)所収。柴田三千雄「ノースホルンシャントの成立」、『歴史学研究』一三二号(一九四九年)。森本直樹「東プロイセン植民期における領主制の構造」、『社会経済史学』三〇巻五号(一九六五年)。

④ 史料集の 746. Preußisches Urkundenbuch I-V/3 (1882-1975)

に拠った(以下 PUB と略記)。また一五世紀前半に関しては P. G. Thielen (hrsg.), Das Grosse Zinsbuch des Deutschen Ritterordens. Marburg 1958. (以下 GZB と略記)。その他文献を利用した。なおマイン東方植民運動に関して最近の注目すべき成果は W. Schlesinger (hrsg.), Die deutsche Ostiedlung des Mittelalters als Problem der europäischen Geschichte. In: Vorträge und Forschungen, Bd. 18 (1975) 特に研究史の展望やこの運動の取扱うべき問題等を与えるものは W. Schlesinger, Zur Problematik

—

der Erforschung der deutschen Ostiedlung. In: Vorträge, a. O., S. 11-30. なおこの点については H. K. Schulze, Die deutsche Ostiedlung des Mittelalters. In: Zeitschrift für Ostforschung, 26 Jg (1977) S. 453 ff. なる阿部謹也「マイン中世後期の世界」(未発表、一九七四) 特に第四章参照。  
 ⑤ 植民史上の二つの時期とその間における内外の政治情勢については 阿部前掲書、二五八頁以下に詳し。

クルマーラント クルマーラントは多少の変遷はあるが Konturrei—Thorn, Culm-Althaus, Papau, Bürgelau, Rehd.

den, Graudenz, Engelsburg, Schöensee, Strasburg, Gollub; Vogtei—Roggenhausen, Leipe, Brattian と細分されていた。騎士団によるプロイセン征服事業はこの地方からはじめられ、地理的にもワイクゼルを境界としてポーランドのクヴァーリン、マゾヴィーン地方に接する重要なところである。①ここでクルマーラントを一括して述べることはやや粗雑の感はあるが、実は我々の史料集に収録されているこの地方の村落ハントフェステの数はそう多くないのである。

最初にクルマーラントフェステを取上げなければならない。これは元来クルム、トルン両市に与えられたハントフェステであるが、他の都市にもまた騎士領にも村落にも広く適用された基本法として、いわゆるクルム法の原典をなすものである。通常二四か条に分けられる条項のうち、次のものがクルム法の名の下に村落に適用された。(1)裁判権について、大裁判収入の三分の一と四シリング以下の小裁判権の授与、(4)司祭教会への土地譲渡、(10)フランドルの世襲権——男女両性の世襲権、(11)ランドスヘルの留保するレガリーエン——すべての湖沼、海狸、塩坑、金銀、鉄以外のあらゆる金属の鉱山権、(12)漁獲権——newad と呼ぶ網を除いて、自己の食卓のためにのみ限定、(13)粉碾場の建設、(14)野猪、熊及び野呂鹿を

除くすべての野獣の狩猟権、(15)土地譲渡権、但し買手は売手と同じ義務を負担する、(16)軍役について、四〇フーフエ以上の占有者は重騎兵勤務、それ以下のは軽騎兵勤務を負担する、(17)ランドスヘルの支配の確認料、(18)司教十分の一税としてドイツのプフルクにつき一シェッフエルの小麦と一シェッフエルの裸麦を、ポーランドのハーケンにつき一シェッフエルの小麦を支払う、(19)フーフエ教はフランドルの慣例に倣って適用する。<sup>②</sup>

プロイセン史料集にはクルマールントの村落ハントフェステ四二を見出す。まずクルマールントにおける最初の、そして恐らくプロイセン全土における最初の典型的な史料としてフランケンハイン村のハントフェステを取上げる(以下ハントフェステの引用に際しては全訳ではなしに要点のみを記す)。

Frankenhayn 村(一一八三年、グラウデンツ地区)<sup>③</sup>

「発布者はラントマイスター・マンゴルト。ローメ湖畔の一〇八フーフエをロカトールたるコンラート・フォン・ライヴィツに委譲。同地は曾て前任のラントマイスターからヘルマンなるものに委譲されたが、異教徒の侵入によって破壊されたため、以前のロカティオンを若干変更して与える。即ち、コンラートは上述のフーフエの六分の一を *ratione locationis*<sup>④</sup> 賦役と賃租とを免除されて占有する。しかしラント民と共に一般の国土防衛のため参加を義務づけられたときは別である。コンラートは与えられたフーフエを三つの耕区から好むがままに六フーフエずつ選ぶことができる。ランドスヘルに帰属する残余のフーフエをコンラートはドイツ法により委譲され、農民はフーフエ毎に毎年賃租として九スコット銀を支払う。但し一一年間は免租とする。しかし司教の権利は除く。更に村人に免租の二フーフエを与える。そこにフランケンハイン村が設立される。道路のための土地は幅五ルーテで地域の長さとする。<sup>⑤</sup> 村の教会に八フーフエを与える。そのうち四フーフエを司祭は自己の牽畜を以て耕作し、他の四フーフエに対しては上記の賃租を受取るものとする。免租期間中に戦争が勃発して耕作が妨害されたときはその期間だけ免租年を延長する。もし認められたフーフエを越えて耕作するときは、コンラートは同様にその六分の一を免租として占有し、残余のものからは賃租を支払う。上述の土地において騎士団はアロットを設けることなく、またコンラートとその相続人以外にいかなる封臣をおくこともない。<sup>⑥</sup> 農民は湖において漁

獲することができる。但し *Hywat* と呼ぶ網を除き、また彼らの食卓のためと訪問客への饗応のため一時的に必要とするだけに限られる。農民は飲食のため売買することができるし、一つ又はそれ以上の居酒屋を設けることができる。但しそこからは免租年の過ぎたのちに毎年二分の一マルクの賃租を支払う。農民はパンその他の食物および亜麻布を村において自由に販売することができる。この村は裁判の判決においてクルム法をもち、コンラートは村長職を世襲的にもつ。裁判収入の三分の一はコンラートに与えられ、その三分の二は騎士団に留保される。なおコンラートと農民は二年目からは六フーフエ毎に騎士団に支払い、一九年目から一フーフエ毎に支払う。」

このハントフェステは内容がほぼ完備している。一般に村落ハントフェステは基本的に次のような項目を含んでいる。(1)発布者、(2)村域、面積とその境界、(3)ロカートル村長と適用される法、村長の免租フーフエ、村長特権——低級裁判権、裁判収入の配分、更に村長の義務、通常軍役を負担、(4)司祭フーフエ、(5)農民に関して、フーフエ賃租、免租年、その他の貢租(プフルクコロン、辺境守備税など)軍役、賦役、司祭への十分の一税、(6)村の居酒屋、粉碾場、漁獲権、その他の施設、(7)その他、共有地、過剰フーフエ、市場権など、(8)証人、発布場所、年月日。

勿論すべてのハントフェステがこれらの項目を十分に具備しているわけではない。上述のフランケンハイン村は既にプロイセン人一揆以前に建設されており、この更新文書において村長も農民も他に例を見ないほど有利な条件の下におかれている。即ち免租の村長領は村域の六分の一(通常は一〇分の一)に上り、農民の負担すべきフーフエ賃租は九スコット(通常二分の一マルク、即ち一二スコットと二羽の鶏)であり、同村は戦乱の被害を蒙ったため一一年間の免租を認められ、更に二年目から七年間は六フーフエ毎に賃租を払うことになっている。このような長い免租年とその後の賃租の引きは他に例がみられるが、村落建設のため二フーフエの免租地を与えられている例は、都市の場合は別として、他に見られないものである。また村内に騎士領をおかないという表現は一応の原則であって、実際には騎士領の介在している場合が見出される。またこの農民はパン、食料、亜麻布の販売の自由を認められている。

上掲のフランケンハイン村のハントフェステに記載されていない規定が他の村落のものにおいて見出される。Siegfried, Dietrichswalde 村の Wimsdorf では村長は賃租を集める任務を負わされていた。村長領は大抵村域の一〇分の一を賃租で占めていたが、Wapczk 村の場合、六フーフエのうち三フーフエを免租とし、残りの三フーフエからは賃租を支払った。また法転換して五〇フーフエをもつ Zmiewo 村では村長は五免租フーフエと一居酒屋をもつほか、曾て他所で所有していた二フーフエの代りに同村において三フーフエを与えられている。村長の軍役負担は、すべてのハントフェステに記されていないが、一般的であったと思われる。Bliesen, Dameran, Goral, Mockran および Renis の村長はそれぞれいわゆる Plattendienst を負担した。また Skemsk, Ostrowitt の場合のように村長職はその権利・義務と共に売買されることがあった。

次に村の taberna 居酒屋について、Dietrichswalde の場合、その居酒屋から六三羽の鶏を給付した。一般に居酒屋からの賃租は三―四マルクと鶏の例が多い。村長自身に居酒屋および粉碾場が与えられている場合もあり、Schonwald 村では居酒屋とパンまたは肉を売る macelli とからの賃租は二分の一を村長に、二分の一を騎士団に配分され、村長は粉碾場から毎年三マルクの賃租を払わなければならなかった。

また Goral 村には七フーフエをもつ騎士がいた。彼は四フーフエをもつ村長と同様の胸甲をつけた軍役を負担した。Gubin 村においても軽騎兵勤務を負担する二名の自由民がいた。このような騎士と村落との関係（耕地区分、混在制、裁判権など）についてはハントフェステからは何も知ることができない。しかし少くとも村長の裁判権は村内にいるこの騎士には及ばなかったということが出来る。

農民の主要な負担はフーフエ賃租であり、Scharnau 村のハントフェステにみるように通常一フーフエにつき二分の一マルクと二羽の鶏である。農民に許された共有地として Wapczk 村と Dietrichsdorf には二フーフエの共同牧場があり、Blumenau 村には牧羊のために二分の一フーフエの放牧場が免租で与えられていた。また養蜂が行われていたが、上述の

Wapezik 村では伐木権を認められるに際して養蜂を妨げてはならないという規定が見出される。<sup>⑧</sup>

上述の Dietrichsdorf のほかクルマールラントの三つの村落 Blumenau, Schönwalde, Neudorf にぎょい Pflug-, Haken-korn の給付が定められている。即ちプフルク毎に一シエップフルの小麦と一シエップフルの裸麦を、ハーケン毎に一シエップフルの小麦を騎士団に納入することが規定されている。クルマールラントにおいては騎士団と司教との協定(一二五五年)により司教十分の一税はすべてクルムゼー司教のもとに入った筈であるが、このプフルクコルンは騎士団に納入された。教会的十分の一税としての性格を失って騎士団自体もランダスヘルとしてこの現物貢租を要求したのである。後述するようにエルビング地区とブランデンブルク地区とにおいては殆んどすべての村落がこの貢租を負担した。

農民の賦役についてはハントフェステに記載されていないが、Roggenhausen 附近の村では年八日の賦役を負担している。<sup>⑨</sup> なおこの村のハントフェステには村長について何も述べられていない。

クルマールラント東部の Lohau 地方にはポーランドのプロツク司教によって発布されたハントフェステをもつ七つの村落を見出すが、これによって同地方の一部が同司教の領主権の下に服していたことが判る。これらのハントフェステによると免租年が八―一二年に及んでおり、村長は大抵一つの居酒屋を保有し、賃租はフーフエ毎に二分の一マルクとなっており、十分の一税として一シエップフルの小麦と同量の燕麦および二羽の鶏を要求されている。ここでも一般に騎士団の村落とは大きな差異はないといつてよい。ただ Grotzaw 村のように村長が全裁判収入の取得と共に街道裁判権をも与えられているのは全くの異例であろう。<sup>⑩</sup> なおゲルトナーのいる村 Geringsdorf が Nessel 地区に見出されるが、この村は村長を欠いており、ゲルトナーの負担はモルゲン当り一フィルドウングの賃租となっており、かつ彼らは土地の売買を禁じられていた。

マリエンブルク地区 つぎにポメザニン司教区をとり越えてマリエンブルク地区に移ろう。プロイセン史料集にはこの地区の村落ハントフェステがのちに更新されたものを含めて四八収録されているが、特に Weichsel-Nogat 間の

Großer Werder であるものが比較的多く、また Großkomtur Werner von Orseln の在任期間(一三二一—一三二四年)に多くのものが発布されている。

本村 Alde Lichtenow 村 (Gr. Lichtenau, 一三三二年) の場合<sup>⑤</sup>

「発布者はヴェルナー・フォン・オルゼルン。この村一六フーフエ、村の司祭に六フーフエ、村長ディトリヒに一〇免租フーフエと村長職をクルム法により与える。彼は村の大小裁判の収入のうち三分の一を取得する。また村長は自由な市場権 *einen freien markt zu kouffen und zu vorhouffen* を認められ、村の住民はフーフエ毎に二マルクと四羽の鶏を支払う。」

ここではフーフエ賃租が著しく高いことに気付く。しかし免租年、農民の賦役、プフルクコロン等についての規定は見出されなく。さき(Orlow, 一三四九年)村のハントフエスタを取上げると、

「発布者は総監督 Heinrich Dusemer, ロカートル Gerhard Gishrecht と住民たちに四八フーフエをもつオルロウ村をクルム法により永久に占有させる。境界明示。フーフエ数が少ないときは減少している分には賃租を課さない。フーフエ数が多いときは他のフーフエと同様に賃租を支払う。ゲルハルトに免租で二フーフエを占有させる。裁判収入あるときは三分の二は騎士団に収め、三分の一を村長に与える。但し街道裁判権は除く。四六フーフエからはフーフエ毎に一マルク半と二羽の鶯鳥を毎年マリヤ聖燭祭に納入する。農民は乾草作りの賦役と大きな堰堤構築の賦役とから免除される。村域内の湖沼、堀、川における漁獲権を認める。また鳥の捕獲を認めるが、*ane crymmende* 肉食鳥を除く。農民たちが土地にとって有害となる水を川に導引することを認める……。」

ここでは何故か村長領はわずかに二フーフエである。冒頭にみる「ロカートル」村長と村の住民に村を与える」という表現はしばしば使われている。またこの農民は賦役を免除されているが、この地区では乾草作りの賦役のほかに堰堤構築の賦役を義務づけられている場合が多い。

更に他のハントフエスタからマリエンブルク地区における特色を探ってみる。村長の裁判権は固より非ドイツ人には及ばないが、Schöneburg 村<sup>⑥</sup>における如く村人が騎士団の隸民または異邦人と争った場合はこれを行使用することができた。



但し Neumark<sup>②</sup> 村おける Kunzendorf<sup>③</sup> 村における如く *feodales* に対する裁判権と街道裁判権とはまづば騎士団側の留保するところであつた。また村長の軍役は Broske 村の場合の如く Gr. Werder において慣例になつてゐたようである。農民に関してはこの地区では一般にフーフエ賃租は高額を示しており一四マルクに達している。賦役もフーフエ毎に三―六日を負担し、六日の例が多い。その内容は上述の如く乾草作りが多いが、しばしば *tampme* に関する規定が見出される。賦役の代納金は比較的高額に上つている。プフルクロンを要求されているのはわずか一村のみであるが、他については詳かにできない。ゲルトナーのいる村は Mielenz のほかに数例をあげることが出来るが、一般にゲルトナーの負担は農民のそれに較べて重かつた。

- ① *プロイセンの歴史地理的な考察* H. Voelner, Die Entstehung des Städtenetzes im westpreussischen Weichsland. Eine historisch-geographische Untersuchung. In: Zeitschr. f. Ostforsch., 9. Jg., 1960, Heft 4. 本誌に關して利用した歴史地図は Mortensen-Wenkus (Hrsg.), Historisch-geographischen Atlas des Preußenlandes, Lief. 1, Wiesbaden 1967.
- ② 拙稿「プロイセンにおける都市の特権状——特にシムス法條に關して——」、『史學雜誌』七五編七号 五〇頁。
- ③ PUB I/2, Nr. 410. H. Heibig u. L. Weinrich (Hrsg.), Urkunden und erzählende Quellen zur deutschen Ostiedlung im Mittelalter, I. Teil, Darmstadt 1968, Nr. 124.
- ④ この語は *domus* と *manerium* の解を *domus* として L. Weinrich, Die Urkunde in der Übersetzung in der Sammlung von Ostiedlungsurkunden. In: Jahrbuch für die Geschichte Mittel- und Ostdeutschlands, Bd. 19 (1970) S. 1-48.
- ⑤ H. Patze, Deutsche bäuerliche Gemeinde im Ordensstaat

- Preußen. In: Vorträge und Forschungen, Bd. 8 (1964) S. 173.
- ⑥ *In predictis vero bonis fratres nostri nec allodium edificaverunt nec exceptis Conrado et suis hereditibus feudales aliquos collocaverunt.*
- ⑦ PUB I/2, Nr. 468.
- ⑧ *ibid.*, Nr. 532.
- ⑨ *ibid.*, II, Nr. 188. 本誌に關して *ibid.* ①. H. Patze, Gemeinde, a. a. O., S. 159.
- ⑩ PUB I/2, Nr. 524.
- ⑪ *ibid.*, Nr. 700. この本は *ノルンベルク* の *シムス法* に關して *シムス法* は F. L. Carsten, The Origins of Prussia, Oxford 1954, p. 66.
- ⑫ PUB I/2, Nr. 650. Bliessen, *cum uno equo et clippeo.*
- ⑬ *ibid.*, II, Nr. 329. Dameran, *equis et armis videlicet tibis fur-trum in expensis scribition, quod vulgarter platenhust nuncupatur, scribitur tenentur.*
- ⑭ *ibid.*, II, Nr. 394. Goral, *cum thorrace fideliter deservire.*



① 例として Ruckenan 村は「バルトヤ」に属し、ibid. II, Nr. 318, 「土蔵の Gr. Lichtenau 村は「バルトヤ」四郷 (註⑤) 「Schönwiese 村は「バルトヤ」に属する」の註に、ibid. III/1, Nr. 346, Eichwalde 村は「バルトヤ」と六田の賦役、ibid. IV, Nr. 686, Ladekopp 村は「バルトヤ」、アイナス「バルトヤ」に属し、ibid. III/1, Nr. 410.

② ibid. IV, Nr. 672, Halbstadt 村は「六田」の賦役を負担し、「Abtr…… sollen sie schwarzen und thun gleich als andir doylfer off dem Werdtr.

③ ibid. II, Nr. 317, Kl. Lichtenau, I seyl des lampnes, das gemenlich thambuth uff dem werder unsers husztes halten sollen. ibid. II, Nr. 360, Marienau, das igithe sal des lampnes einhalb sel halten.

④ ibid. III, Nr. 412, Irrgang 村は「賦役」を代納する「アン」に属す。

⑤ 六バルト「バルト」に属する。ibid. IV, Nr. 680, Neukirch 村は「バルト」に属す。

⑥ 前註⑤ Halbstadt は「アン」に属す。この村は「アン」に属す。村長の三免租「バルト」を除き、残余の「アン」に属す。この村は「アン」に属す。村長の三免租「バルト」を除き、残余の「アン」に属す。この村は「アン」に属す。

⑦ ibid. II, Nr. 359, Mielenz 村は「バルト」に属す。この村は「バルト」に属す。この村は「バルト」に属す。この村は「バルト」に属す。

二

クリストブルク地区

プロイセン植民史の上でクリストブルク地区はモデル学校であったといわれる<sup>①</sup>。特に地区監督 Luther von Braunschweig の在任期間(一三二四―一三二七)に多くの「バルト」村が「バルト」に属す<sup>②</sup>。一四〇一年までにこの地区において建設された賃租村落三四(さらに更新一)<sup>③</sup>、都市付属の村落三、私領主による村落三、計五一を数える。プロイセン史料集で検証すると四九の「バルト」村を拾うことができるから、かなり詳細に実態を把握できるところ。まず Blumenberch 村への「バルト」村(一三九九年)をみると<sup>④</sup>、

「発布者は地区監督 Heinrich von Zuckschwert, この村は「アン」に属す。この村は「アン」に属す。村長 Conrad von Mechwitz に村の「アン」の三分の一を「hereditario iure」永久に自由に占有する。村の住民は一〇年間免

租ののちフーフエ毎に三フェルトネスと二鶏を毎年聖マルティン祭に納入し、司祭にフーフエ毎に一シエッフエルの裸麦と同量の燕麥を納める<sup>⑤</sup>。村の住民はマグデブルク法を享受し、緊急のときはその判決をクリストブルク市に提示することができる。村の居酒屋からは二年間免租ののち毎年二マルクを支払う。」

この地区においても村落ハントフェステの発布者は、前掲のハントフェステの如く、もっぱら地区監督である。村の面積はまちまちで小は三三フーフエから大は一二三フーフエまでの幅をもつが、六〇フーフエ程度のもが多い。

ロカトール即ち村長は通常村域全体の一〇分の一のフーフエを免租でクルム法により永久に占有する。しかし詳細にみるとフーフエ数を以て示されている場合、一〇分の一未満であったり、それを超過したりしている。

村長の相続権が前掲の如く *in re hereditas* 「世襲法により」<sup>⑦</sup>とあって、通例のクルム法によりという表現をとらない場合がある。この二つの表現にどれほどの差異があるのか明確にできないが、世襲法がクルム法に較べて著しく不利になることはないと思われる<sup>⑧</sup>。村長の裁判権は前述の地区の場合と同様である。村の居酒屋の持主が個人である場合、その賃租が騎士団と村長とで配分されている<sup>⑨</sup>。村長自身にパン屋および肉屋の占有を認められている場合、またそれが村の住民に認められている場合もある<sup>⑩</sup>。

漁獲権は一般に村長と村人とに自由に与えられているが、小さい網によって自己の食卓のためだけに限られている<sup>⑪</sup>。小さい網とは *angel, hansen, waltzen*<sup>⑫</sup> または *stokneze*<sup>⑬</sup> と呼ばれるものである。また堰止めなどを禁じた場合もある<sup>⑭</sup>。

粉礮場に関するハントフェステはただ一例のみを見出す<sup>⑮</sup>。一五世紀前半においては *landmole* 水車のほかに *wintmole* 風車も見られ、一般に粉礮場からは穀物給付が義務づけられた。クリストブルクにおいては粉礮場は多く騎士団の独占であったのだろうか<sup>⑯</sup>。

クルマーハントフェステにおいてはクルム市がクルマーラントの上級法廷として指定されていたが、クリストブルク地区の一二の村落においてクリストブルク市への上訴が認められている<sup>⑰</sup>。

村の住民が「特別な恩恵により」穀物輸出および販売の自由が認められ、エルビンクまで自己の舟で輸送することが許されている。<sup>②</sup>これはこの地区での特色の一つにあげてよからう。

さて農民の権利および義務について、村落に定住した農民がそれぞれほどのフーフエ数を世襲保有していたが、ハントフェステは何も語らない。一般に二―三フーフエであったと推測されている。農民の家族数についても不明であるが、凡そ五名位を想定してよいだろう。<sup>③</sup>もし農民が二フーフエを保有していたとして、余剰の穀物をエルビンク市まで運んで販売できるほどの生産力を保持しえたであろうか。これについても具体的には判らない。

この地区において農民の負担するフーフエ賃租は、一五スコット二鶏から最高三〇スコット四鶏の幅を示している。そして三四村落のうち五村落は一マルク以上になっている。免租年の長さは、記載のないものから、四年、六年、一〇年、一五年、さらに一八年に及んでいる。フーフエ賃租の納期はマルティン祭、ミカエル祭、聖夜、マリア聖燭祭またはマリア清浄祭となっていて一定してはいない。この賃租と納期が農民たちの要請によって決定乃至変更された場合もみられる。<sup>④</sup>司祭への十分の一税は村長も負担し、一フーフエ毎に一シェッフェルの裸麦と同量の燕麦である。地区監督によって発布された五ハントフェステにおいて十分の一税はフーフエ毎に二分の一シェッフェルの裸麦と同量の燕麦を要求されているが、これらの村落はすべてのオステローデ地区に属するものである。<sup>⑤</sup>

プフルクコルンの要求は Reichenbach 村においてのみ見出される。この現物賃租は一般に騎士領に賦課されたが、ライヒエンバッハ村はクリストブルク地区に六〇フーフエ、エルビンク地区に五四フーフエを擁し、二つの地区に跨っていたから、後述するようなエルビンク地区の慣例に倣ったものであろう。しかし一五世紀前半においてはクリスブルク地区において Pfuggeld と Pfug-und Hakengeide が徴収されている。<sup>⑥</sup>

農民の賦役義務について、ヴンダーはそれがクリストブルク地区のハントフェステにおいて一三五〇年以降に現われるといっているが、筆者の検出によるとそれ以前に Neudorf 村および Kampenau 村のハントフェステに見られる。<sup>⑦</sup>しか

し前者はのちオステローデ地区に、後者はマリエンブルク地区に編入されたから、ヴンダーの取扱う対象には加えられなかったであろう。一方農民の賦役は免除されているが、かなり高額の代納金を義務づけられた村落もある。<sup>⑧</sup>

オーバンによってクリストブルク地区のドイツ農民の年負担をみると、一フーフエにつきフーフエ賃租は二スコットと二鶏(二四ペニヒ)、プフルクゲルト乃至ヴァルトローンは二スコット、プフルクコルンは八分の三シエッフエルの小麦(三六ペニヒ)と同量の裸麦(二九ペニヒ)、シャルヴェンコルンは四分の一シエッフエルの裸麦(二〇ペニヒ)、計一七スコット一九ペニヒとなる。<sup>⑨</sup>これに対してヴンダーの算定は一三八九年前ころ二フーフエをもつ農民の負担は、フーフエ賃租が三六スコット四〇ペニヒ、プフルクゲルトが二スコット、プフルクコルンが一シエッフエルの小麦(一四〇ペニヒ)と同量の裸麦(一二八ペニヒ)、シャルヴェンコルンが三分の二シエッフエルの裸麦(八五ペニヒ)、計五スコット三ペニヒ均となる。<sup>⑩</sup>オーバンの算定を二フーフエに合わせ二倍すると三五スコット八ペニヒとなる。両者の算定にはかなり大きな隔りがある。ヴンダーに与するとすれば、我々はプロイセンにおけるドイツ農民の経済状態についての従来の見解を改めなければならない。<sup>⑪</sup>

ハーケン村落においては、プロイセン人、ポーランド人或いはリタウエン人が住んでいたが、プロイセン史料集はハーケン村落へのハントフェステを欠いているため詳細に比較検討することができない。因みに一四三七年におけるこの地区のハーケン村落は四六を数え、計二二〇六ハーケン半をもち、いくつかのハーケン村には二一三ハーケンを免租でもつ freye, wiesing, kemener がいた。<sup>⑫</sup>

**エルビンク地区** この地区の村落ハントフェステは史料集に、更新のものを含めて約四〇が収録されている。ゲルマーズハウゼンの報告では一五世紀中葉にこの地区にドイツ人の賃租村落六四(うちハーケン村落四六、フーフエ村落一七)、計一、〇五一ハーケン余が存在していた。<sup>⑬</sup>またこの地区での村落建設の高潮期はコムトゥル Hermann von Oppen (一三二〇—一三二一年)のときであった。

第47 Baunngarth 村 (一三二〇年) のハントフェステについて、

「発布者はニムトツル Konrad von Lichtenheim、この村は六〇フーフエをもち、Everwin にクルム法により委譲。エヴェルヴィンは一〇分の一のフーフエを免租で、村長職と共に永久に占有。残余の五四フーフエから農民は八年間免租ののち、フーフエ毎に二分の一マルクと四羽の鶏を毎年マルティン祭に支払う。但し鶏については開拓の最初のときから、要求されたときいつでも納入する。また六〇フーフエのプフルク毎に一シエッフエルの小麦と同量の裸麦を毎年納入する。この村において居酒屋と粉碾場とは特に騎士団に留保する。村長には村におけるドイツ人に対する小裁判権を与える。大裁判権は騎士団に留保する。裁判収入あるときはその三分の一を村長に与え、他の三分の二は騎士団に留保する。」

このハントフェステの規定はこの地区において一三六〇年に至るまで基本的に殆んど変更されていないことがまず指摘されなければならない。勿論村域はまちまちで一六―一八〇フーフエの幅をもっているが、上掲のようなフーフエ賃租と鶏の給付についての条件づけ、プフルクコルンの要求、また居酒屋と粉碾場との騎士団による留保、村長の裁判権についての規定は、どのハントフェステにおいてもほぼ一貫して見出され、このことは地区監督が交迭しても変わっていない<sup>⑦</sup>。しかしマリエンブルク地区におけると同様に司祭への免租フーフエ委譲は殆んど見出されない。村長の軍役負担についてふれているのも一例しか見当らない。なおこの地区においても辺境守備税たる Schalken Korn は徴収されていた<sup>⑧</sup>。

前述の如く居酒屋と粉碾場とは原則として騎士団に留保され、これらが村長に与えられている例は見出されない。Schönberg 村の居酒屋は単独のハンフェステ<sup>⑨</sup>によってニコラウスに年賃租二マルクと四鶏の支払いに代えて委譲されている。居酒屋からの賃租は一般に半―三マルクとなっている。また単独の粉碾場のハントフェステは例えば Klakendorf における粉碾場が二フーフエと共に Epler なるものに与えられている<sup>⑩</sup>。

エルビンク地区に属する Pregelant Ortschaften に Beutendorf へのハントフェステが見出される<sup>⑪</sup>。

「ここには一六名の養蜂家が定住し、彼らはそれぞれ一フーフエの耕地を与えられ、土地の相続権については妻と子に認められ、妻

と子のいないときは騎士団に収納される。彼らは一〇年間免租のちフーフエ毎に二分の一マルクと乾草作りのため三日の賦役を自分で給付し、それ以上の賦役に対しては手当を支給される。彼らに条件づきで狩猟権、漁獲権および養蜂権が与えられ、特に蜜は収穫の二分の一を騎士団に売り渡さなければならない。……」

この地区のドイツ農民の負担は、ゲルマーズハウゼンによると、フーフエ賃租は二分の一マルクと四鶏（四八ペニヒ）、プフルクゲトライデは一シエッフエルの小麦と同量の裸麦（計一スコット二七ペニヒ）、シャルヴェンコルンはプフルク毎に二シエッフエルの麦を毎年ラントの三分の一から徴収（一八ペニヒ）、さらに賦役を換算して四スコット、合計二〇スコット三ペニヒとなる。オーバンの算定によれば一八スコットであった。④ 因みにプロイセン人のハーケンからの負担は、Dienstgut が六スコット二二ペニヒ半、Hopfengeld が一スコット、十分の一税が一〇スコット、Schlwenkorn（シエッフエル）が一八ペニヒ<sup>2/3</sup>、合計一八スコット一ペニヒ<sup>1/2</sup>。オーバンの計算によれば約一八スコットである。⑤ ここでもクリストブルク地区の場合の如く、フーフエとハーケンの担税能力はほぼ匹敵している。従って賃租ハーケンをもつプロイセン人農民の負担は、ドイツ人農民のそれに比して過重となる。さらに一部の地区ではハーケン賃租農民は賦役またはその代納としての Hengeld 一スコット一五ペニヒを支払ったから、これを加えると総計二〇スコット二六ペニヒ<sup>1/2</sup>となる。⑥ 最後にゲルトナーのいる村落として Bärenbruch ⑦ と Locken ⑧ をあげることができる。

① A. M. Reinold, a. a. O., S. 19.

② H. Wunder, Siedlungs- und Bevölkerungsgeschichte der Komturei Christburg 13-16. Jahrhundert, Wiesbaden 1968.

③ フォイセン史料集では、クリストブルクの地区監督の発布したハンテンホステは、その当時の Lobau, Osterode, Marienburg にある村落のものを含んでゐる。一三四一年に分離したオスマローデ地区については K. Abe, Die Komturei Osterode des Deutschen Ordens in Preussen, Köln u. Berlin 1972.

④ PUB I/2, 723. 編者はこの村を Blumenau 村に比定してゐるが、これは誤りで、ヤンダーも示すやうにこの村の Königsblumenau である。なせこの村は四ノーン半の森を与えられ、そのからノーン半に三ノールドウツの賃租を義務づけられた。PUB III/1, Nr. 29.

⑤ *Tute uentur Mngadburgensi prefae ville Blumenberch inhabitatoris in ciuitate Christurch necessitatis tempore suas sententias afferentes.* なせこの村は GZB p. 33 (1414-22), p. 125 (1437) に「五ノーン半に五ノーン半の賃租ノーン半を賦する」とある。



賃租は三フニルドマンダと二鵞で、一二九九年のハントフエステの賃租額と同じである。このことは他の村落についても言えることであるが、ただ十五世紀においては多くの村で荒廃フーフエの増大が目立つている。

- ⑨ 例えは Altstadt の村長は八四ノーンハのうち四ノーンハを占えらるべきにハアホダグ PUB II, Nr. 60. Wunder, a. a. O., S. 30-32.
- ⑩ Königsee, PUB I/2, Nr. 830. Miswalde, ibid., II, Nr. 159. トロイセン人騎士領のコンメンタリオンに於けるこの表現はしばしば使われた。拙稿「トロイセンにおける騎士領ー原住ドイツ人の Dienstgüter のことについて」(『徳知教育大学研究報告』三二輯) 所収。
- ⑪ Wunder, a. a. O., S. 28. 以下は *die wohnortliche* 差異を指摘して居る。
- ⑫ Jaskendorf の場合「村の居留地なる騎士団にドイツ人半や、村境にドイツ人半や pro censu 毎年納めらるる」(PUB I/2, Nr. 889, 以下はドイツ人半や村境にドイツ人半や語を以てするが、語の用字に注意)。Wunder, a. a. O., S. 33. 以下 Gotteswalde 村の場合「居留地を免租期間毎に村境にドイツ人半や田園を、村の場をドイツ人半やを納めらるる」(PUB IV, Nr. 403, 以下 Sonnborn 村の居留地は「六年間免租」をのぞき毎年騎士団にドイツ人半やを納めらるるを納めらるる」(PUB III, Nr. 478, Rupperswalde 村の場合) 同様を納めらるる」(ibid., IV, Nr. 217).
- ⑬ 例えは Wimsdorf, ibid., II, Nr. 387. Liebwalde, ibid., III/2, Nr. 427. Auer, ibid., IV, Nr. 4.
- ⑭ 例えは Miswalde, ibid., II, Nr. 150. H. Patze, Gemeinde, S. 172. Anm. 92.
- ⑮ Wunder, a. a. O., S. 33. Altstadt 村に村境を以てするべきに PUB II, Nr. 60.
- ⑯ 例えは Heiligenwalde 村の場合「ibid., Nr. 458.

⑭ 例えは Simnan 村の場合「ibid., Nr. 488.

⑮ 例えは Auer 村の場合「*ane were und ane rissen*, ibid., IV, Nr. 4.

⑯ Gehfeld 村に於ける粉塵場がノーターなるものに授けられた。この村はマルンタ地区にも跨つて居た。ノーターは半ドイツ人の賃租を負擔「ibid., III/2, Nr. 693.

⑰ Saalfeld 市の風車から騎士団に半の稗麥と同量の麦が、Wigandisdorf の風車から騎士団に半の稗麥が徴取らるべきに「GZB p. 139.

⑱ GZB p. 142. *Komplhur hat 4 molen. item 1 mole zur Liebenmole, dey hat 6 rad. item zu Cristburg 1 mole, die hat 6 rad. item zu Düstelen 1 mole, die hat 4 rad. item von dem hawße 1 mole, die hat 2 rad. summa inden 4 molen 18 rad.* 以下は騎士団專断を以てするが、この騎士団の徴取は半に於けるべきに。

⑲ Wunder, a. a. O., S. 34. Anm. 92. 騎士団を以てするに。以下 Hanswalde 村の場合「*Iure nientur Meydenburgensi rephensibus sentencias in Christing civitate asserendo*, PUB I/2, Nr. 888. Patze, Gemeinde, S. 169.

⑳ 例えは Altfelde 村の場合「*Von sundertlichen gnaden irroube wir auch das dorffs ymwenen, schif enu hobende, daryn sy ir geweylate adir was sy vorhoufen wollen enu dem Eibinge uneren mogen, in selbin und beynem laten mer*, PUB II, Nr. 678. 同様に Kampenau ibid., III, Nr. 129. Thiergart, ibid., IV, Nr. 601, F. L. Carsten, a. a. O., S. 58. Anm. 7. Wunder a. a. O., S. 47.

㉑ P. Gernershausen, Siedlungsentwicklung der preussischen Ämter Holland, Liebstadt und Mohnungen vom 13. bis zum 17. Jahrhundert. Marburg 1970, S. 56.

㉒ 例えは Freiwalde 村の場合「.....das wir durch bate witten unser

*hute aus Wienwalde yn iren czins han gewandelt und noch den tag, uf den si uren czins stulden geben*, PUB III/1, Nr. 126. Liebwalde, *ibid.*, III/2, Nr. 427. Patze, Gemeinde, S. 170.

③ 但シキトホ一ホ地区の五〇の村は司祭の十分の一税をシキトホの司祭に課せられた。

④ PUB II, Nr. 2. Wunder, a. a. O., S. 38.

⑤ GZB p. 139 (1437) *Item ein tzechlich pfing, do man nelle pfing, der denutzen dorfer gibt alle jor jertich 2 so pfynge zu pfingelde uff das soner gericht...Item ein tzechlich pfing der denutzen dorfer, do nelle pfingel, gibt all jor jertich 1 sch weisse und 1 sch [Korn] uff sente merteyn zu pfing geteyde. Item ey tzechlich hohe der pnuwselen dorfer gibt aller jor jertich...1 sch weisse, 1 sch korn, 1 sch gerste und 1 sch huber. 444カーネン市に付属する Halbedorf (PUB II, Nr. 276) は Pfingst Kornを Wartgeld として徴せられた。nach gewohnheit des landes である。またその周辺の諸村に付して Schalkwehkorn 4カーネン市に付しての Korn 4カーネン市に付して見出しを徴せられた。また 1498-1503 年毎に 1/2 斗を徴取された。Wunder, a. a. O., S. 39.*

⑥ Wunder, a. a. O., S. 43.

⑦ Neudorf, PUB II, Nr. 516. 1/2 斗に付して 1 斗の賦役。Kampenu, *ibid.*, III, Nr. 411. 1/2 斗に付して 1 斗の賦役。Baumgarthe には 17 貫租に 1 斗に付して 1 斗の賦役。また 1 斗の賦役を免除された。他の 6 村に 1 斗に付して 1 斗の賦役を要求された。PUB V/1, Nr. 248. 1/2 斗の村長を欠くこと。15 世紀に付して然る。GZB p. 32, p. 124.

⑧ Alt Christburg 村の 1311 年のコメンツに付して賦役

の記載が欠けてゐるが、その翌年コメンツに付して超過の 1/2 斗に 1 斗を課せられた。これはかつては数寄十分の一税。軍役を以て農民の賦役を免除されてゐる。しかしその代りに毎年 1 斗に付して 1/2 斗を課せられた。これは 1498 年の PUB V/1, 377, 388. カンネ一村に代納金を無視してゐる。Wunder, a. a. O., S. 43.

⑨ G. Aubin, Zur Gesch. des gutherrlich-bäuerlichen Verhältnisses in Ostpreußen. Leipzig 1910, S. 32.

⑩ Wunder, a. a. O., S. 41.

⑪ カンテンキンの穀物価格の算定に付してカンネ一に付して 1 斗に付して 1 斗を課せられた。E. Waschinski, Die Münz- und Währungsprobleme des Deutschen Ordens in Preussen, ihre historischen Probleme und seltenen Gepräge. Göttingen 1962, S. 240.

⑫ GZB p. 133-138 (1437) 1/2 斗に付して 1 斗を課せられた。

⑬ weything, wiewing, witing 村に付して Kammerer 村を以て 1 級免除された。Wunder, a. a. O., S. 87 ff. カンテン人村長の代表が知事 starost に付して地区のコメンツに付して課せられた。

⑭ ハルゴント地区に付して P. Garmershausen, a. a. O., 註⑩。カントンスハウゼンの研究領域はハルゴント地区の全体を含むこと。即ち 1800 年頃の行政区はカントン市に付して 1 斗に付して 1 斗を課せられた。Kammeramt Fischau, Waldamt Mühlhausen, Pflegeamt Ortelsburg の管轄領域に付して 1 斗に付して 1 斗を課せられた。

⑮ PUB I/2, Nr. 739.

⑯ 例えは Haselan 村に付してコメンツに付して騎士団は粉獵場とその道路、邸、金庫または宝庫の利益権を以て 1 斗に付して 1 斗を課せられた。PUB III/1, Nr. 4. G. Kisch, Studien zur Rechts- und Sozialgeschichte des Deutschordenslandes. Bd. I. Sigmaringen 1973.

S. 1973, S. 117.

⑩ Rependorf のトーン貨租一ツマンに二錢を賦せしむ。 PUB II, Nr. 141.

⑪ Roggenhusen 村では七八フーフエの村長に八フーフエの司祭に四フーフエが与えられたり、 PUB II, Nr. 766. Lentzen 村では司祭に四フーフエが与えられたり、 Heubig-Weirich, Urkunden, a. a. O., Nr. 126. Gernerhausen, a. a. O., S. 322 (一三二七年のトーンハクに於て)。

⑫ Durrebach の村長は Gr.Steinort の村長と共に I dienst を負担した。 PUB V/2, Nr. 540. 村長軍役をたてしめトーンハクに於ては、たゞなへし、それが通例であったことは、貨租帳から判明する。 GZB p. 19, 28 *colnitsche dienst*, 233 *freyer dienste*, 576 *prussischer gebauerischer dienst*, 110 *schutzen dienst*.

⑬ 一五世紀はじめのシャルヴンホルムの規程が示されている。即ちプロイセン人はハーケン毎に二シエツフェルの裸麦、自由民は *Jo vom dienst 2 sch.*、フイツ人村落からはブルック毎に二シエツフェルの裸麦を負擔し、 GZB p. 16 (1414-22)。

⑭ PUB II, 165. Gernerhausen, a. a. O., S. 339.

⑮ PUB II, Nr. 84, 691. Dörbeck 村の粉礮場はミンネネスなりの四フーフエと共に与えられた。 *ibid.*, II, Nr. 811. Reimansfelde 村の粉礮場は五つの村落の粉礮権を併せていた。 *ibid.*, IV, Nr. 142. 私領主も、騎士団と同様に、彼の Pysken 村に於て粉礮権を自己

に留保してゐる。 *ibid.*, V/1, Nr. 286.

⑯ PUB V/2, Nr. 924. M. Töppen, *Geschichte Measrens. Danzig 1870* (Neudr. Aalen 1969) S. 92. Pflegsamt Ortschaftsburg は一三六〇年の成立し、以後開拓がすすんだ。 Töppen はオルチスブルクに於ける一三八一年以後の八村落のトーンハクをあげているが、そのうちそれに於てフーフエ貨租その他の貨租は、我々の見た額と異なる。 *ibid.*, Töppen, a. a. O., S. 92 ff.

⑰ Gernerhausen, a. a. O., S. 52-53. など、 Wartfeld に於ては不詳。

⑱ Auhn, a. a. O., S. 32. トーンは賦役の換算をしようとした。

⑲ Gernerhausen, a. a. O., S. 18. Dienstgut 及び Hopfengeld などは、トーン地区に於ては Zehnthaken から徴収された。

⑳ Auhn, a. a. O., S. 32.

㉑ Gernerhausen, a. a. O., S. 19.

㉒ PUB II, Nr. 258. ここではゲルトナー (人数不詳) が一フーフエを保有し、計七マルク半の高い貨租を負担した。従つてモルゲン当たり六クニナとなつた。 Gernerhausen, a. a. O., S. 140.

㉓ Gernerhausen, a. a. O., S. 252. 一五世紀のはじめには四名の居酒屋、三名のフーフエ農民、二名のハーケン農民、さらに一三名のゲルトナーがいる。ゲルトナーはそれぞれ七スロットの貨租を負担した。このゲルトナーが賦役を負担したかどうか判らない。

三

バルガ地区<sup>①</sup> プロイセン史料集にはこの地区の村落ハントフエステ二四が収録されている。ここでは一三二〇—一三〇

年代に発布されたものが多い。まず Eisenberg 村（一三〇八年）の場合、<sup>②</sup>

「発布者はバルガの地区監督 Hermann von Isenberg、ヘルマンなるものに八四フーフエをもつイーゼンベルク村を委譲、ヘルマンには村長職と一〇分の一のフーフエを免租でクルム法により与える。この村の住民はプフルクホルンの納入をロカティオンのために免除される。③ 残余のフーフエからはそれぞれ聖マルティン祭に三フィルドゥングと四鶏を支払う。但し四フーフエは司祭教会のために除外する。ヘルマン村長に四ソリドゥスとそれ以下の裁判権と裁判収入の三分の一を与える。但しプロイセン人に対する裁判権は除外する。村長に一居酒屋を免租で与える。特別な恩恵により村長と村の住民に小さな網を以てする漁獲権を与える……」

このハントフェステにおいては司祭への十分の一税について何も述べられていない。つきに Grunau（一三三一年）の場合、<sup>④</sup>

「発布者はバルガの地区監督 Heinrich Reuss von Plauen, 七〇フーフエをもつこの村をクルム法によりハインリヒに委譲。ハインリヒは七フーフエ半を免租で、また一居酒屋と村長職をクルム法により永久に占有する。村の司祭に四フーフエ。残余のフーフエからは六年間免租ののち一四スコットと二羽の鶏を毎年マルティン祭に、村の司祭にはフーフエ毎に一シエッフエルの裸麦と同量の燕麦を納める。村長に四ソリドゥスとそれ以下の裁判権と大裁判からの収入の三分の一とを与える……」

なおこのハントフェステにおいて、これまで見出されなかった *cojutores* が言及されている。これは裁判の際に村長を補佐する役割を果すものであったと思われる。なおここにおいてはプフルクホルンに関する記述が欠けている。

Hernsdorf において村長は居酒屋、粉碾場さらにパン屋、肉屋の設立を認められている。⑤ どのハントフェステにおいても村長および農民の軍役について何も述べられていない。とはいえ彼らに軍役が免除されていたわけではないのである。⑦ 農民のフーフエ賃租は上例では三フィルドゥング（一八スコット）と四鶏、一四スコットと二鶏であるが、多くは二分の一マルクと二鶏で、この額は一五世紀前半になっても変わっていない。

農民の賦役についてはハントフェステは何も語っていないが、一五世紀前半において賦役解放金を負担した村落を見出

す。<sup>⑧</sup>

またいくつかの村落においては小自由民が介在していた。<sup>⑨</sup> また村内に Eisenwerk があり賃租を義務づけられている。オルテルスブルク区における如くこの地区の Pflgesamt Seesten にも Deuterdorf が見出される。<sup>⑩</sup>

ブランドンブルク地区 史料集においてこの地区の村落ハントフェステはわずかに八件のみを拾うことができる。<sup>⑪</sup>

例えば Ponaten 村(一三二八年)のハントフェステの内容は、

「発布者はブランドンブルクの地区監督 Rüdiger von Thalheim, ユンラートにニフォーフェと村長職を授け、村の裁判収入の三分の一を与える……」

これは極めて簡単な文面であるが、一三八五年の更新ハントフェステによると<sup>⑫</sup>

「発布者は地区監督 Friedrich von Warden, この村は二三フォーフェをもち、村長にニフォーフェ、他の二一フォーフェの保有者は、他のドイツ村落と同様に、毎年フォーフェ毎に二分の一マルクと四鶏とを聖マルティン祭に、また彼らはプフルクコロンをフォーフェ毎にニシェッフェル半を納入しなければならなかった。<sup>⑬</sup> また村の司祭へは毎年フォーフェ毎に一シェッフェルの裸麦と同量の燕麦を十分の一税として納め、いわゆる辺境守備税たる Wartgeld は免除されている。<sup>⑭</sup>」

この村は一四一九世紀に至るまで二三一二四フォーフェをもち農家の数は八戸を保っていた。<sup>⑮</sup> つぎに Packerau 村へのハントフェステ(一三四七年)の場合、<sup>⑯</sup>

「発布者は地区監督 Heinrich von Ebleben, この村三七フォーフェをもち、村長 Matask はクルム法により三フォーフェを免租で永久に占有し、他のフォーフェの保有者は毎年聖マルティン祭にフォーフェ每一六シリングと四若鶏を納入する。住民はプロイセン法によりプロイセン人の賦役を給付する。但し村長は馬と武器とを以て遠征およびラント防衛のため軍役を負担。農民は三フォーフェ毎に馬一頭を給付する。村長は三〇マルクの、農民は一六マルクの weergeldt (Vorgeld) 人命金を適用される……」<sup>⑰</sup>

このハントフェステは特徴的である。村長も住民もプロイセン人である。村長はクルム法を認められているが、農民は

プロイセン法の適用をうけ賦役を課せられている。村長の軍役のほか農民が三フーフエ毎に馬一頭を提供するという例は他に余り見られないものである。また人命金はもっぱらプロイセン人騎士に対して六〇、三〇または一六マルクを保証されるのが通例であるが、それが村長および村の住民に適用されているのは全く異例というべきであろう。Beschwerdeの取扱いについても他のハントフェステに例を見ない。村長の裁判権については通常の規定になっており特異な点は見当らない。

上述のポナルテン村と同様にこの地区においてはそれぞれの村落から Pflugheifer が徴収されていたが、他の地区においてプフルク毎に要求されていたのと違つてここではフーフエ毎に二シエッフエル半になっている。村長自身もまた一シエッフエルの小麦と一シエッフエルの裸麦を納入した。これらの貢租はランデスヘルの支配の確認料の性格をもっていたといつてよいだろう。

さらに村落によっては貨幣賃租を負担するバン屋或いは手工業者が見出される。

#### ケーニヒスベルク地区

この地区はザムラント司教領と併存しており、多数のプロイセン人が定住していたところである。史料集において我々は村落ハントフェステー〇を見出すのみであるが、まず Weissensee 村（一三三三年）の場合、

「発布者は Obermarschall 兼地区監督 Dietrich von Altenburg、この村三〇フーフエをもち、クルム法により村長ヨハンは免租の三フーフエを与えられ、残余の二七フーフエから村の住民はフーフエ毎に二分の一マルクと二鶏を、九年間免租ののち毎年マルティン祭に *une weidrede* 納める。首と手に関する大裁判および四シリング以上の裁判の収入については村長にその三分の一を与え、三分の二は騎士団に留保する。但し裁判は騎士団員一名の列席の下に行く。村長に服属していないプロイセン人からの三分の一のペニヒは彼に所屬しない。四シリング以下の小裁判は村長が行う。村長と住民は司祭にフーフエ毎に二シエッフエルの穀物、即ち一シエッフエルの裸麦と一シエッフエルの燕麦を毎年マルティン祭に納入する……」

ここでは村長の裁判に際し騎士団員の出席を必要としたことが明示されている。つぎに Heiligenwalde 村へのハント

フュステ(一三四四年)について<sup>②)</sup>

「発布者はオーベルマルシャル Winnich von Knipode、この村六〇フーフュをもつ。司祭に四フーフュ、村長 Volkwin に六フーフュを免租で、村はクルム法をもち、村長には大小裁判からの三分の一のムニヒと小裁判からの四シリングを与える。村人に漁獲権を認める。残余の五〇フーフュからはフーフュ毎に二分の一マルクと二鶏を毎年マリア聖燭祭に、また五〇フーフュからはフーフュ毎に年四日の賦役を給付する。また要求されたときは年一日(の賦役)を給付する……」

この二つのハントフュステからは特に目立った点をあげることができないが、フーフュ賃租の額は一五世紀初期においても変わっていない。なお賃租帳によって補足すると、この地区のハーケン保有者に対する十分の一税、Heuhafen, Wartseid の給付規程が示されており、その際ハーケン半が一フーフュに換算されている。<sup>③)</sup>

① 特にバルガ地区西部の Heiligenbeil 地方については E. J. Gutzeit, Die Besiedlung des Kreises Heiligenbeil in der Ordenszeit bis zur ersten Hälfte des 15. Jahrhunderts. In: Preußenland und Deutscher Orden, Festschrift für K. Forstreuter, Würzburg 1958. またバルガ、マンテンブルク両地区についての最近の労作は W. Gaddat, Die Entstehung und Entwicklung der privaten Grundbesitzschaften in den Ämtern Brandenburg und Balga (Ostpreußen) Marburg 1975.

② PUB I/2, Nr. 898, Gutzeit, a. a. O., S. 101. Patze, Gemeinde, S. 159, Anm. 35, GZB p. 147 (1437) はこの村はなせか五三賃租トーンヒンなびる。同通証からの賃租が二トネクとなびる。

③ …*excepia specialiter annota, que dicitur vulgariter phibitoria, a qua possessores mansorum eiusdem ville exemptos esse volumus perpetuo, et hoc factum locationis ratione.* Kehlfield 村の場合と同様である。PUB II, Nr. 385, Hohenfürst 村はマンネク毎に二

トネクハの課税と一トネクハの課税を給付しなければならなかった、*ibid.*, II, Nr. 757. Mitten 村ではマンネクハの課税と一トネクハの課税を要求されていた、*ibid.*, III, Nr. 130. プスレーン地方にある Seesten 村ではマンネクハの課税と一トネクハの課税を徴収された、*Töppen, Gesch. Masuriens*, S. 126. このマンネクハの課税と一トネクハの課税を徴収された、*GZB p. 112.* この点の例はマンテンブルク地区にも見られる、註<sup>④)</sup>参照。

④ PUB II, Nr. 741, Gutzeit, a. a. O., S. 104.  
⑤ 49 Hohenfürst (註<sup>⑤)</sup>) の Rosenfeld の場合 *hulfferen* であり、これは *coadiutores* と同様の意味である、PUB V/1, Nr. 443, Gutzeit, a. a. O., S. 105. Patze, Gemeinde, S. 166.

⑥ PUB III/1, Nr. 121, Gutzeit, a. a. O., S. 107. 単独の粉碾場を保有するものがナギルマンの土地におび四トネクと三〇鶏を義務づけられていた、PUB V/1, Nr. 487.





- ③ Kuhn, Der Pflug, S. 487.
- ④ Mohlhusen 村及び Thorrow 村のポルトガを給付する becker たる Schrambaysn 村の Smediten 村の六名の手werker たる P' 及び P' のポルトガを負擔したる GZB p. 167-177 (1487) 及び Nuvendorf の Jachswear は毎年負擔し、ポルトガに lexo を負擔したる GZB p. 178.
- ⑤ 本邦の義兵隊の出征に際して、前掲書、四二四頁以下。Wenskus, Kleinverbände, W. Lippke (Hrsg.), Heimatbuch des Kreises Wehau, Leer 1975.
- ⑥ PUB II, Nr. 811.
- ⑦ 本邦の義兵隊の出征に際して、前掲書、四二四頁以下。Nr. 280. 本邦一四三七年に於ては、村は三十六の負擔するものあり、ノーン毎ポルトガを負擔し、鶏の給付に於ては記されてゐない。GZB p. 192.
- ⑧ PUB III/2, Nr. 650. 本邦の義兵隊の出征に際して、前掲書、四二四頁以下。Nr. 280. 本邦一四三七年に於ては、村は三十六の負擔するものあり、ノーン毎ポルトガを負擔し、鶏の給付に於ては記されてゐない。GZB p. 192.
- ⑨ 一三六〇年以降の村落建設に於て W. Lippke, a. a. O., S. 67.
- ⑩ GZB p. 67 (1414-22). Also nil gebit I gebuertsch hohe czu

結 び

本稿で取扱った地区に関してプロイセン史料集に収められている騎士団の村落ハントフェステの数は三〇〇余を数える。一葉一葉のハントフェステを丹念に読むのはかなり退屈な味気のない作業ではある。我々はこれらを地区別に検討してきたが、史料集はすべての村落のハントフェステを含んでゐるのではないし、それぞれのハントフェステに我々の知りたと思う規定がすべて盛りこまれているのではなかった。それ故ハントフェステを利用して村落構造の全貌を正確に把握し、一般原則を引き出すことは困難である。そのため一五世紀前半に関して大賃租帳によって補足を試みたが、これまたそれ

ezenden. czun meisten wer do hat 1½ hoken, der gebit of das meiste 2 sch weise und 2 sch habir. Item off das mynsle gebit 1½ hohe ezenden 1 sch horn und 1 sch gorsle……Item 1½ hohe gebit alle jar 3 sch hauhabir, und 1 hohe alkyne gebit 2 sch hoyhabir. Item 1/2 hohe gebit 1 sch hoyhabir. Item 1½ hohe machet eyne habe. 30 50 Wartgeld 2 2 2 2 2 2 Item tich frye gebit 4s (schilling) wartgeld. Item tichle czinshabe gebit 1 sc (scot) wartgeld. Item eyne prussche habe gebit 3 sol (soltaus). Item tichle hretzeme gebit ½ f (frdung). Item eyne gule mole gebit ½ f. Item eyne geringe mole mit eyne rade gebit 2 sc wartgeld. ノーランドのノーンは換算に於ては Wenskus, Kleinverbände, S. 222. 例へば比較的開發の進んだ Waldamt Tappiau は一四三七年の二七の賃租ノーン村を有し、村の面積は一七五九フーフェに及び、フーフェ賃租は大抵 ½ マルタ (二ニスコット) でわずかのものが二三または一五スコットであり、ハントフェステ発布のころの規定と変わつてはゐない。ただ荒廃ノーンは増大したる GZB p. 192-193.

それぞれの地区の記載に精粗の偏差をもっている。

さてそれぞれの地区の特異性をどれだけ把握できただろうか。クルマーラントとクリストブルク地区においては村長および農民に関する規定は概ね標準的なものが多い。他の地区において特に目立った点を拾うと、次のようになるだろう。

まずマリエンブルク地区、特にヴェルダーにおける高いフーフエ賃租と賦役の要求（通常フーフエにつき六日）。エルビンク地区におけるプフルクホルンの徹底した要求、開拓の初年より要求される鶏の給付、居酒屋および粉碾場の騎士団による留保。バルガ地区における農民の軍役負担（一〇フーフエ毎に一武装兵の提供）。ブランデンブルク地区における農民の軍役（三フーフエ毎に馬一頭の提供）とプフルクハーフェルの給付、村長への穀物貢租の義務づけ。そしてこれらの特異性を強調する場合にも、全く特殊な異例と思われるものは捨象しなければならない。

つぎに時代的な変化を探ってみると、一四世紀中葉、いわば騎士団の最盛期において、テリトリアル国家への歩みに伴う諸制度の整備が説かれるが、例えばこの頃から騎士団においてマグデブルク法の採用の傾向が見られるほか、農村における賦役の出現（例えばクリストブルク地区において）が指摘されるが、上述の如く後者については問題があり、これを一般化することは警戒を要するだろう。またしばしば述べたように一三、四世紀に発布されたハントフェステに見られるフーフエ賃租額は、一五世紀初期においても、大賃租帳に示されている限り、本質的な変化はなかった。また一四世紀中葉からボンメレンンにおいて見出された如く、東プロイセンにおいてもプフルク単位で徴収された貢租がフーフエ単位に改められていく動きのあったことを指摘することができる。

ただタンネンベルクの敗戦（一四一〇年）以降のプロイセンにおける諸々の新しい動き——賃銀の高騰、農民の都市への逃亡、財政の危機、一般ラント税の賦課、傭兵指揮官の土地獲得、騎士団領の抵当化、売却、譲渡など——これらの諸現象がどのように農民の自由と地位を圧迫するに至ったか、いわゆるグーツヘルシャフトの成立と問題とからめて、これらの農村における構造の変化については別の考察を必要とするであろう。

① エンゲルブレヒトは、騎士と同様にドイツ農民がプフルクローンを支払わなければならなかったことについては異論が多いとし、この貢租を要求している文書は少なく例外的で、むしろ発布者の誤解に基づくとしているが、エルビンクその他の地区に関してしばしば述べたように、筆者は必ずしもそうとは思わぬ。E. Engelbrecht, Die Agrarverfassung des Erimlandes und ihre historische Entwicklung. In: Staats- und sozialwissenschaftliche Forschungen, Heft 169, S. 31 ff. なお一五世紀に入ってからクルーラントにおいてはプフルクローンを支払う免除に関する請願が行われた。M. Toppen, Acten der Ständetage Preussens, Bd. II, Nr. 30. これに充たつてヴァルトゲルナおよびンヤルヴェンクローンの支払を拒否の表明について M. Toppen, a. a. O., I., Nr. 6, 76.

② R. Wenskus, Das Ordensland Preußen als Territorialstaat des

14. Jhts. In: Vorträge und Forschungen, Bd. 13, S. 347-382. 阿部謹也、前掲書、二九七頁以下。

③ 前掲拙稿「プロイセンにおける騎士領」。

④ 拙稿「騎士領と村落建設について——ドイツ騎士団領ボンメレンの場合——」(愛知教育大学研究報告二五輯)所収。

⑤ わが国における多くの文献において、ロカートル＝村長＝在地領主乃至は下級騎士という認識の下に、一六世紀以降におけるグーツヘルの承諾を村長に求める見解が支配的であることは、再検討を要すると思う。

〔付記〕 本稿は昭和五二年度科学研究費補助金(一般研究D)の交付による研究成果の一部である。

(愛知教育大学教授)

Die Gründung von Dörfern im Ordenslande Preussen,  
hauptsächlich in Bezug auf die Hufenzinsdörfer

von

Sakuo Yamada

Im Ordenslande Preussen sind bis zum Jahre 1410 über 1400 Hufenzinsdörfer und 93 Städte gegründet worden. Die älteste Handfeste von Dorfgründung besitzen wir von 1282. Die Bauernsiedlung war Aufgabe der einzelnen Komtureien. Der Komtur betraute damit einen Unternehmer, einen Lokator. Dieser ward die nötige Zahl von Bauern und sicherte für sich jedes Dorf eine bestimmte Anzahl von Hufe. Die Handfesten aber geben nicht an, wieviel Bauern ansetzte der Lokator auf der ihm zugeteilten Fläche. Die Bestimmungen, unter denen Schulzen und Bauern angesetzt wurden, waren generelle die gleichen. Doch ergeben sich bei näheren Zusehen gewisse Unterschiede. Im Kulmerlande lässt die Vielheit der kleinen Komtureien keine rechte Übersicht zu. Ein weit ausschaulicheres Bild gewähren die östlichen Komtureien: Christbrug, Elbing, Balga, Brandenburg und Königsberg. Es ist weit verbreitete Auffassung, dass der deutsche Bauern im Ordenslande ein ungewöhnliches Mass von Freiheit genossen habe. Wir werden prüfen müssen, ob dies der Fall war.

The Formation and Evolution of *Rokucho* 六町

by

Yasuo Takahashi

*Rokucho* 六町 is one of the neighbourhood corporation in medieval Kyoto. Though it has been well-known as a centre of the loyalty to the imperial cause before the War and as a place of the cultural exchange between the falling nobility and the rising burgess after the War, even its fundamental outlines are not fully researched. This study aims to investigate the formation and evolution of the *Rokucho*, by